

令和元年度 香川県行財政改革推進会議 議事録

1 日 時 令和2年3月23日（月） 14:00～15:30

2 場 所 香川用水資料館 1階 多目的室

3 出席者

【委員】

岡田議長、吉澤副議長、天野委員、金本委員、小早川委員、齋藤委員、鈴木委員、森委員

【事務局】

（政策部）大山部長、椋田次長、井手下政策課長、藤倉予算課長

（総務部）東田部長、三好次長、定浪人事・行革課長、中濱人事・行革課副課長

（危機管理総局）寺嶋次長、（環境森林部）秋山次長、（健康福祉部）渡邊政策主幹、

（商工労働部）近藤理事、（交流推進部）三好次長、（農政水産部）豊島次長、

（土木部）尾崎次長、（出納局）武井会計課長、（教委事務局）井元次長、

（警察本部）井口人事課長、（病院局）遠山県立病院課長

4 議 題

（1）香川県新行財政改革基本指針 令和2年度実施計画（案）について

（2）これまでの行財政改革の取組みと評価

（議長）

- ・令和2年度実施計画（案）及びこれまでの行財政改革の取組みと評価について、御意見、御質問をお願いしたい。

（委員）

- ・一昨年のこの会議で、県立丸亀病院のことをお聞きした際に、赤字が年間20億以上と聞いてびっくりしたことを覚えている。この計画の1ページに、県立病院の組織の見直しとあるが、これには丸亀病院も入っているのか。また、丸亀病院の土地が一部売却に出ているという噂も聞いたが、老朽化した建物の建て直し計画などがどのようなになっているのか。

（事務局）

- ・県立病院の経営状況は6年連続の赤字決算で、それを何とか改善するため、病院局県立病院課のグループを再編するもので、丸亀病院の組織の見直しではない。
- ・丸亀病院は、法律で県に設置が義務づけられているので、まずは県立の精神科病院としてどのような役割を果たすべきなのか関係機関と調整しながら、また、建物も30年ほど経って老朽化しているので、それも含めて今後のあり方を検討していきたいと考えている。

（委員）

- ・丸亀病院の土地が一部売りに出ているのは本当か。

（事務局）

- ・経営改善の一環として売却を公募しているのは、丸亀病院北側のさぬき浜街道に面した7,500

平方メートルの土地で、病院全体の16%程度であり、現在はあまり利用しておらず病院の機能には特に影響はないと考えている。

(委員)

- ・先ほどの取組みと評価の説明の中の県民の評価は、民間のCSになると思うが、これについては、改善されているという、県民の皆さんのご理解がいただけているということが数値から読み取れると思う。
- ・一方、民間でESといわれる部分、つまり職員が現状をどのように感じているかについてのアンケートなどのモラルサーベイがあれば教えてほしい。人が減らされると、働く側にとっては、忙しいとか十分なサービスが提供できないなどマイナス心理に働きがちなので、今後も質の向上を目指される中で、職員の意見を聴くところがあるのかお聞きしたい。

(事務局)

- ・職員がどう考えているのかという観点から、統計的にアンケートとして取ったものはないが、各職員が自己申告書の中で、そういったコメントを書く欄があるので、その中で一定把握はできる。一方で、委員ご指摘の通り、定性的な評価の中で、県民だけではなく職員の評価もしっかりと把握すべきと考えるので、次の計画の中で検討していきたいと思う。

(委員)

- ・国において定年延長の動きがある中で、現在活用している再任用も年齢がどんどん伸びていくのではないと思う。一方で若い人も新規で採用していく必要もあり、若い人と高齢者の採用についてどの様に検討していくのか方向性があればお聞きしたい。
- ・もう一つ、働き方改革について、民間企業では昨年からは年次有給休暇の5日取得が義務化されたが、県ではまだ5日未満しか休暇を取っていない人もいると聞いている。しっかり年次休暇を取るよう要請等されていると思うが、休暇取得が5日未満の者に対し、県としてどう対応してきたのかお聞かせいただきたい。
- ・また、パソコンをログアウトしないで帰る職員がいるという話を聞く。いわゆる超過勤務時間が把握できない状態にしているということで、実際は遅くまで業務をやられていると思うが、現場でどのように実情を把握して指導していくのか。メンタル等、長期の病気休暇も増えていると聞いており、そういった点も少し意識していただきたい。
- ・あと、教員の関係で、文部科学省が各都道府県の教育委員会に対し、服務監督の関係で講ずべき措置の指針を出して、各教育委員会でも令和2年4月から実施するために、条例や規則を整備するよう通知があったと思うが、香川県での対応状況はどうなっているのか。
- ・「これまでの行財政改革の取組みと評価」の3ページにあるラスパイレス指数を見ると98.4で、全国39位、昨年が42位ということで若干は改善されているが、私が調べると、全国でラス指数が100を超えているのが22県ある。県内の自治体を見ても平均が99.9で、高松市や坂出市は100を超えている。今後の若い優秀な人材を採用していくためには、もう少し努力すべきではないかと思う。これについては、いろいろな要因があると思うが、人事委員会の報告を見ていると、行政職6級の在級率の割合が4%程度と他県に比べて低いと思う。それらも含めて、今後、職員の意欲を維持して、さらに質を高めるための対応策をもっと検討すべきでないかと思っている。

(事務局)

- ・まず、再任用の関係で、定年退職する職員の再任用について、今は60歳で定年を迎え、65歳までは再任用という形でできる限り雇用している。これは、平成25年に地方公務員の雇用と年金の接続ということで、年金支給開始年齢に達するまでフルタイム職への再任用が総務省から要請される中で、本県ではハーフタイム勤務を導入し、平成27年からは31時間勤務を加えた2種類で運用しているところである。平成27年度の再任用職員は83名だったが、令和元年度は134名と、この5年間で1.5倍になり、今後も増加が見込まれている。一方で国においては、60歳を超える職員の能力と経験を活用していこうということで、定年延長に係る国家公務員法の改正案が国会に提案され審議を待っている状況にある。将来的に国において定年延長が見込まれる中で、地方公務員も同じく定年延長という大きな流れであるが、本県においても、国や他県の動向を踏まえながら制度のあり方を考えていく必要がある、現在の60歳から65歳への定年延長後に、新規採用をどのようにするのか、再任用をどのように活用していくのかという大きな視点から、職員の定員管理も含めて検討する必要があると考えている。
- ・新規採用者の確保という観点では、「これまでの行財政改革の取組みと評価」の3ページの上から二つ目の職員数の一番右側の令和元年を見ていただくと、2,822人となっているが、我々としては2,830人を目指して採用活動を行ってきたが、近年の雇用情勢の改善も含め、新卒採用が厳しい状況にあり、民間との競合や、公務員志望者の中でも国や他の自治体を選ぶなど、職員の確保には苦慮しており、非常に重要な課題だと認識している。
- ・続いて、年次休暇について、民間では労働基準法で年次休暇の最低5日取得が義務化され罰則もある。これについては地方公務員には適用はされていないが、我々としても労働基準法の趣旨に沿って、職員には5日間取得していただくべきと考えており、取得を勧めているところである。令和元年1月から12月までの職員1人当たりの年次休暇平均取得日数は、一昨年の平成30年と比べ0.3日伸びて9.9日になっている。その結果、3年連続で全体の年次休暇としては着実に伸ばしてきているところである。一方で、委員ご指摘の通り、昨年の年次休暇取得日数が5日未満の職員は一昨年より200人程減っているが、未だに職員の5分の1となる560人程度が5日以上取得できていない状況であり、我々としては今年度この5日間を取得していない職員に対して、相対的に強く取得を促していけるよう、周知等に取り組んでまいりたいと思っている。
- ・パソコンのログアウトについて、委員ご指摘のとおり、パソコンのログ管理をすることで、何時から何時まで働いたかを確認しているところだが、職員の中にはパソコンを立ち上げたままにして、いつまで仕事をしたかわからない状況にしている者もいると聞いている。おそらく、超勤が多くなると所属長に迷惑をかけるという思いもあってパソコンを立ち上げたまま仕事を頑張って、結果としてログ管理ができない状況があるのではないかと思う。ログ管理は、何時から何時まで仕事をしたかを把握し、職員の健康もしっかりと管理していくものであり、委員のご指摘のとおり、メンタルヘルスが多い中で、どうやってこれらを減らしていくか、職場改善、働き方改革の中で非常に重要な部分だと考えているので、来年度もログ管理にしっかりと取り組んでまいりたいと考えている。
- ・ラスパイレス指数については現在39位だが、これは民間企業の給与が上がれば、人事委員会が勧告を行うことにより地方公務員の給与が上がるし、これまでの賃金の運用改善の取り組みの結果で、現在、ラスパイレス指数は上向き傾向にある。このラスパイレス指数をどう見ていくかだが、国や他の自治体との比較であり、高いと財政的にも影響が出るし、県民の理

解もさらに得る必要がある。一方で、低いと委員ご指摘のとおり、職員のモチベーションや人材の確保の観点から問題があると考えており、中位ぐらいが一つの目安になると考えている。

(事務局)

- ・教員の働き方改革については、給特法の改正に基づき、文部科学省から示された指針を踏まえ、本年2月議会において、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正を行ったところである。この改正条例では、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量、すなわち正規の時間を含んだ在校等時間の適切な管理をする、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法の第7条第1項に規定する文部科学省の指針に基づいて、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うといった内容を規定しており、施行日は令和2年4月1日としている。
- ・この条例改正を受け、今年度中に県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を新たに制定して、在校等時間の上限等を定める予定である。それと、この規則及び文部科学省からの指針の内容を踏まえて、業務量の適切な管理や県立学校教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めた方針も合わせて策定する予定である。
- ・また、この条例改正を受け、市町立の小中学校のサービスを監督する市町教育委員会においても、県と同じように、規則改正や方針の策定等を行う予定であり、市町教育委員会向けの説明会も、既に行っているところであり、県としては指導・助言に努めているところである。

(委員)

- ・E Sについて、先ほど自己申告で意見を徴収するとおっしゃっていたが、その際できるだけ無記名で、また年1回ではなく何回かパルスで行う感じで、働きやすくなったかとか適切に評価されているかとか忌憚なく意見が言えるような形で意見を徴収していただきたいと思う。
- ・実施計画の中で一番注目したのが、ペーパーレス化である。これは業務効率と経費節減にかなりインパクトがある施策だと思っている。うちも紙が多い職場だったが、完全に電子調書に変わり、ほとんどペーパーレス化している。その際に思ったのが、ペーパーレス化してもいいですよ、電子データもいいけども紙が原則ですよという形で導入してしまうと、手間だけが増えてしまうことがあった。電子データだけでなく紙の調書も残しておいたほうがいいのかという期間が2年間ぐらいあった。そこで、紙ではなくてPDFが原則と決めることによって、ペーパーレス化の導入がスムーズになり、紙のコスト削減も実現できると思った。ぜひ、ペーパーレス化に向けてトップダウン的にルールを決めることも考えていただきたいと思う。

(事務局)

- ・ペーパーレス化について、今年11月の1人1台パソコン更新に合わせてモバイル化する。モバイル化することで、時間等の節約とペーパーレス化が図れると考えており、費用的な面でも時間的な面でもメリットがあるものだと思っている。ただし、モバイル化したとしても、やはり今までの習慣があるので、ペーパーレス会議等を確実に進めていくためにマニュアル作成や職員の研修等を行うなど、現実的な成果が上がるような準備を導入までにやっていきたいと思っている。

(委員)

- ・委員になってから、香川県が住民税の特別徴収を推進されるのであれば、それに伴う納付をもう少し簡素化して欲しいと伝えておりましたが、電子納付できるようになりすごく便利になったと思う。
- ・もう1点、会議の内容と少し違うかもしれないが、1ページ目の信頼安心の香川、笑顔で暮らせる香川に関連して、コロナウイルスによる企業への影響がすごく心配である。中小企業庁のホームページを見ると、無利子融資など色々な施策が出ている。その中で、コロナウイルスの影響に関し、他県の自治体であるが、いち早く無利子融資を発表しているニュースを見て、すごく早いなという印象があった。県民としては、どういう施策を出してくれるのが一番大事であるが、施策の発表スピードもすごく重要だと思っている。コロナウイルスは急に出た話であり、県としてもどのような施策をするか、なかなか大変だと思うが、県民向けに、事業者支援も含め、既に何か施策があれば教えていただきたい。

(事務局)

- ・コロナウイルスに関連した中小企業等への支援の取り組み状況について、新型コロナウイルス感染症による影響に対する県独自の対策として、県の制度融資の中に経済変動対策融資というのがある。これは売上高が直近の3カ年のいずれかの同期に比べて、5%以上減少した期間という要件があり、それが3ヶ月又は6ヶ月の売上高が5%以上減少した場合に適用していたが、今回、緊急の事態ということで、この期間を1ヶ月の売上高が5%以上減少すれば、要件を満たすように緩和しており、3月10日から金融機関の受け付けを開始している。これに加えて、国のセーフティネット保証の四号、五号の対象になるようになったので、市町長の認定を受けた場合は、通常よりも低い信用保証率で県制度融資を利用することができるようになっている。
- ・また、融資額の100%を保証する危機関連保証という制度があるが、この、危機関連保証を国が3月13日に発動したことに伴って、県の制度融資においても、あらかじめ用意しておいた、より低利で利用できる危機関連融資を利用いただけるようになっている。
- ・さらに、コロナウイルスの影響により、国の雇用調整助成金の支給決定を受ける事業者に対して、県が独自で国の支給決定額の5分の1を更に上乗せ助成する形で4月1日から申請を受け付けることとしている。以上が、県独自の事業者への支援の取り組みとなっている。

(事務局)

- ・本日午前中に、県のコロナウイルス対策本部会議を開催して、県における対策を公表させていただいた。
- ・対策の一つ目が、感染症予防・拡大防止対策として、現在、マスク等が不足しているので、県がマスクや消毒用エタノールを購入して社会福祉施設等に配布したり、施設で購入されたものに対して県がお金を出すことをしている。また、県でもマスクを購入する努力として、県内の手袋業者から布製マスクを、また、障害者のB型事業所にも作っていただいて布製のマスクを調達するといったこともしている。
- ・二つ目として、帰国者・接触者外来を設置する医療機関が行う施設の対応として、例えば、外来に来られた時にうつらないためのパーティションや空気清浄機を設けたりする場合に、その購入の補助等もする。

- ・三つ目として、今、コロナウイルスの検査を、県の環境保健研究センターにおいて、現在2台の機械で行っているが、今後、検査が増えていくことも想定されるため、PCR検査機器を1台追加購入することとしている。
- ・四つ目として、感染者の入院医療費の3割の自己負担部分について、公費負担などを行うこととしている。
- ・県の社会福祉協議会が生活福祉資金の貸し付けを行っているが、今回、コロナウイルスの影響で失業をしたり休業したりした場合に特例貸付を行う原資について、これは国から県に配られて、県から県の社会福祉協議会に補助を行うこととしている。
- ・児童・生徒への対応として、テレビ等で放課後児童クラブのことが報じられているが、障害児の方が放課後等デイサービスの事業所へ行くにあたり、事業所の開所時間を拡大することに対する支援を行うというものがある。
- ・先ほどの事業者への支援に加え、イベント等の開催を予定していた事業者が、国からの要請に応じて、イベント等を中止して県有施設の利用をキャンセルした場合に、納付済みの使用料や利用料金を全額還付するといったものもある。あと、ふるさと納税で、返礼品を緊急で追加することによって、事業者を支援するといったこともある。その他、県民税や事業税の申告期限の1ヶ月延長等を、今日、対策として打ち出したところである。ご指摘のように、スピード感を持って今後もやっていきたいと思っている。

(委員)

- ・今の施策については、県のホームページで見ることできるか。

(事務局)

- ・今ご説明した施策に関する資料につきましては、県のホームページの新型コロナ対策のコーナーに掲載する。現在、作業中で、もうすぐアップするのでご覧いただけたらと思っている。

(委員)

- ・コロナウイルスに関しては、本日の会議の内容に関係ないかもという発言があったが、実施計画の20、21ページの民間企業との連携の推進の項目に関係があると思う。ここには引き続きの取組みが記載されているが、3月23日に開催された行財政改革推進会議において、まさに事態がものすごく大きく動いていて、事業者が悲鳴を上げているという状況の中で、毎年やっているような内容だけを決めたというような報告をするだけでいいのかちょっと疑問になっていた。
- ・今、資金繰りに対する緊急対策を含めて、県としての総合対策を今日決定したというご報告をいただいた。コロナウイルス感染症対策は、県での対策は必要なのでしっかり進めたいと思う。特に人や物の動きが制限されている中で、お金だけの対策をやっていくだけでは駄目で、状態を見ながら経済復活させるということも含めてやらなければいけないと考えている。
- ・3月23日に開催された会議で決定されたのに、コロナウイルスに関するものが何もないのは、ちょっと恥ずかしいので、「新型コロナウイルス感染症の広がりにかんがみ、国や市町と協力して県としても必要な措置を講ずる」という文言を挿入していただくことはできないか。具体的に何ができるのか書くことは難しいと思うが、今日決定していただいたようなことも含めて、状況に応じて、次々とタイミングよく出してもらえばいいと思う。

(事務局)

- ・委員がおっしゃられた方向で挿入させていただければと思う。文言については議長と相談をさせていただきたい。

(委員)

- ・文言については調整いただくとして、何も考えなかったということではなく、しっかりと打ち出すべきものについては、きちっと盛り込む形にさせていただきたいと考えている。

(委員)

- ・エビデンス・ベースド・ポリシーメイキングという言葉があるが、この取組みと評価の資料を見ると、これまで量の改革をされた成果については、数字で見えるようになっていると思うが、現在の質の改革については、質の改善をどうやって数値で表現していくのか、質を改革したところの成果、達成度合いをどうやって表現していくのかということは、もう少し考えていただいた方がいいと思う。
- ・例えば、県民の評価が示されているが、これはあくまでも一般市民の感覚的なもので、これをエビデンスだといって、これに基づいて施策を決めていってしまうというのは非常に危険なのではないかと思う。従業員がどう思っているのかも含め、また、色々な業務の改革についても、数値目標を立てて、立てた目標に対してこれぐらいできているということをお示しいただくことは可能なのか。

(事務局)

- ・量の改革は数値化しやすいが、質の改革は確かに数値化が難しいと考えている。どのような形で数値化して、評価していくかというのはまだはっきりとわからないが、次の行革指針を作る中で、こういった手法が取れるのか研究したいと思う。

(委員)

- ・例えば、3ページの適正な定員管理という項目についても、業務に必要な職員数を示していかなければならないと思うが、現在記載されている職員数は、多分正規の職員数のみを示していると思う。非正規の方もいらっしゃるの、そういう方に業務を負担していただいているのであれば、そこも含めて把握した方がよい。実際に抱えている業務が多岐にわたる中で、正規職員が担当するのはこれくらいで、非正規が担当するのはこれくらいと、そして県外で勤務している方もいらっしゃるの、純粋に県内の業務だけでこれくらいの人数でこれくらいのサービスをしているんだということを示していかないと、ミスリーディングになるのではないかと思う。

(事務局)

- ・職員数は正規の職員数を示している。次の計画では、定員管理のやり方について正規以外も含めてこういった手法がとれるか考えていく必要があると考えている。

(委員)

- ・人材マネジメントの観点から、60歳定年が65歳になるのと62歳になるのとでは、仕事のさ

せ方とかキャリアの積みせ方が全く違うので、民間企業でも非常に苦勞しているところがある。ただ定年を延長すればいいということだけではなく、ポストオフとか役職を降りてからも、また働き続けるということが見えるような施策を打っていかないと、難しいと思うので、そこも踏まえて考えてほしい。

(委員)

- ・エビデンスで示してくださいということは、過年度の実施計画を審議するたびに言っており、今回も幾つか数字を出してくださいと言ったところ、追加資料として出していただいたが、質の改善に関しても、やはり見える化していかないといけないし、もう一つの問題は、形を変えるだけではなく、実績に意味を持つものにしていくことが、必要になると思う。
- ・現在の5カ年計画では量の改革を維持、継続しつつ、質をより一層向上させる改革ということになっているが、この路線を引き継ぎつつ、次の5カ年計画を策定する時点では、質の見える化としてCSだけではなくESについてもきちっと評価していくということがやはり必要になってくると考えている。これについて我々も真剣に受けとめ、次の5カ年計画の策定に踏み込んでいきたいと考えている。

(委員)

- ・「これまでの行財政改革の取組みと評価」の5ページで、県民の方の規律維持に対する期待や要求が高いというデータを見て私はびっくりした。やはりこの項目が高いというのは原因があるはずで、これをどう改善していくか具体的に検討していただきたいと思う。
- ・コロナウイルス対策については、私も不安なので、柔軟に的確に対応してほしい。県の具体的な対策を聞いて少し安心したが、新しい情報のタイムリーな発信をお願いしたい。
- ・弁護士会もコロナウイルス対策として無料法律相談やろうと考えている。個人的意見だが、ぜひ県とも連携したほうが良いと思うし、防災についても連携したいと考えている。

(事務局)

- ・規律維持について、公務員としてコンプライアンスをしっかりとやるというのは当然であり、そういった中で、管理職に対して研修等で意識づけするのももちろんだが、特に規律維持に関しては、事務ミスも出ている状況もあり、職階ごとに規律維持等の研修もしているので、引き続き強化してまいりたいと考えている。

(委員)

- ・観光客を対象とした新規事業を始めたところ、コロナウイルスの影響で困っている中小企業もある。先ほど、3年遡って利益を見て支援するというお話があったと思うが、新規事業の場合それができず困っている中小企業者もいるということをご報告しておく。

(事務局)

- ・国において、今回は極めて手厚い支援の施策を次々打っており、新規開業された方についても、特別に国の支援策を受けられるような通知がなされているので、これについても、県のホームページからご覧いただけるようにしている。県のホームページのトップのコロナウイルス関連において、準備が出来ている施策から順次ご紹介している。また、国ホームページへのリンクもあるのでご確認いただきたい。新規創業されて間もない方についても、支援策

を受けられるようになっているので十分ご利用いただきたいと思う。

(委員)

- ・コロナウイルス対策に関しまして、スペイン風邪以来、我々が過去 100 年経験したことないような、危険が広がっており、これに対する対策と、ホームページ等を通じて必要な資源を必要なところに振り向けるという努力が必要となるので、よろしくお願ひしたい。

(3) その他

(議長)

- ・事務局のほうから何かありますか。

(事務局)

- ・本日は様々な観点から、多くのご意見をいただきましてありがとうございました。本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、令和 2 年度の実施計画を、来月開催する知事を本部長とする行財政改革推進本部会議で決定して、取り組みを進めていきたいと考えている。
- ・また、現在の行革指針の計画期間が来年度末までとなっており、来年度 1 年をかけて、次の行革指針を策定していく予定である。大まかなスケジュールとしては、9 月頃に骨子案を取りまとめて、その後 10 月頃に素案、そして 12 月頃にパブリックコメントにより県民の皆様からご意見をいただいた後、令和 3 年 2 月に開催される県議会の議決を経て新たな指針を策定することを予定している。そういった中で、骨子案や素案など各段階で、委員の皆様方からご意見をいただくために、本会議を開催させていただくこととなるので、引き続きご協力をよろしくお願ひいたします。

(議長)

- ・次を見据えた提言や発言があったが、事務局からの説明のとおり、骨子案、素案、成案を作って、来年の 2 月議会で決めていくことになるので、よろしくお願ひしたい。
- ・委員の皆さんからご意見のあった点については、県において十分検討していただき、来月開催する県行政改革推進本部会議での議論に十分に反映していただきたいと思う。
- ・本日は新型コロナウイルス感染症対策ということで、イレギュラーな座席配置や窓の開放という状態で会議を進めさせていただいた。そうしたイレギュラーな進行にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。
- ・それでは、本日の推進会議はこれにて終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

「以上」